

# 新検協だより

新潟県環境検査協会（略称「新検協」）

令和5年1月20日発行

No.51



津南町の結束集落の北側にある棚田は何段にも組まれた石垣が美しく、1991年に全国農村景観百選に、2022年には農林水産省の「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～」に選ばれています。この石垣は、鳥甲山と苗場山の溶岩（柱状節理）が崩れた落石を利用し、山肌に見えるその断層が大地の歴史を物語っています。

## 結束の石垣田

写真／昆 喜知郎

## 目次 -CONTENS-

- p2 ● 新検協事業報告
- p3-p5 ● 部会活動報告
- p6-p9 ● 化学物質による労働災害防止のための  
新たな規制について

- p10-p11 ● 機関紹介 「一般社団法人新潟県  
環境衛生中央研究所」
- p12-p13 ● 技師のひとりごと
- p14 ● 高校生ものづくりコンテストへの  
試料調製協力
- p15 ● 統計処理に関する講座実施報告
- p16 ● 会員及び役員名簿・編集ノート

### 新検協だよりについて

新潟県環境検査協会は、新潟県内の環境計量証明事業登録機関によって構成し、検査測定技術の向上ならびに検査測定に関する情報交換及び広報を目的として運営されていますが、新検協だよりはその情報発信誌として毎年発行しているものです。

## 令和4年度 新潟県環境検査協会(新検協)事業報告

- |       |   |                                     |
|-------|---|-------------------------------------|
| ●通常総会 | 令和4年6月22日<br>令和3年度事業報告<br>令和3年度収支決算<br>令和4年度事業計画<br>令和4年度収支予算 | ●甲信越環境測定分析機関連絡協議会への参加<br>令和4年11月14日 |
| ●理事会  | 令和4年6月22日<br>令和4年9月14日<br>令和5年2月17日（予定）                       | ●統計処理法に関する講座<br>令和4年11月18日          |

## 会員が行っている主な業務

### ●健康で安心できる生活のために

- ・飲料水、簡易専用水道の検査
- ・食品の成分分析や添加物検査
- ・病原性細菌などの衛生検査
- ・レジオネラ検査
- ・残留農薬の検査

### ●快適な生活環境を守るために

- ・公共用水域、工場排水などの水質分析
- ・浄化槽の法定検査、放流水検査
- ・焼却場、ボイラー等の排ガス測定
- ・土壤中の有害金属等の分析
- ・作業環境測定
- ・焼却場、工場などの悪臭物質の測定
- ・工場や生活環境中の騒音、振動測定
- ・シックハウス濃度調査

### ●新たな環境問題に対応するために

- ・排ガスや環境中のダイオキシン類測定
- ・遺伝子組み換え食品の分析
- ・空気や建材中のアスベストの測定
- ・食品や環境試料中の放射性物質の測定
- ・空間放射線量率の測定

### ●自然環境を守るために

- ・大規模開発に伴う環境アセスメント
- ・各種環境調査、解析
- ・水質、底質、土壤等の調査
- ・動物、植物等の生態系調査
- ・騒音、振動、交通量調査
- ・環境大気等の調査
- ・日照、景観等の調査
- ・酸性雨・雪等の調査
- ・廃棄物関連の調査

### ●環境保全型社会づくりの支援

- ・ISO14000s認証取得の支援とコンサルティング
- ・環境保全、復元、創造のためのコンサルティング

# 精度管理部会活動報告

精度管理部会長 古川 惣一

精度管理部会は、我々検査機関が重視しなければならない分析精度の向上を目指す部会として、外部精度管理、内部精度管理を通じて、会員機関同士の技術交流・情報交換を行っています。

本年度におきましては、以下の様な活動を行っております。

## 1. 会議

### (1) 定例全体会議（合同部会）

開催日：令和4年5月20日

開催場所：新潟テルサ

参加者：精度管理部会所属10機関中9機関（計9名）

内容：令和3年度事業活動報告及び収支決算報告

令和4年度事業計画及び収支予算（案）

高校生ものづくりコンテストへの対応について

### (2) 役員会

開催日：令和4年4月28日、6月16日

開催方法：オンライン（Microsoft Teams）

参加者：部会長及び副部会長（計3名）

内容：高校生ものづくりコンテストへの対応について

精度管理部会 全体会議 議題原案作成

精度管理部会 全体会議の開催方法について

### (3) 部会全体会議

開催日：令和4年7月

場所：書面決議

内容：令和4年度部会活動について具体的な内容の討議

## 2. 部会活動

### (1) 外部精度管理

模擬水質試料のキレート滴定法による硬度分析

### (2) 内部精度管理

「排ガス測定において困っていること」の討議

### (3) 精度管理に関する研修会

外部精度管理、内部精度管理の結果をとりまとめ、計量証明部会と合同の研修会を  
令和5年3月3日に開催する予定

# 計量証明部会活動報告

計量証明部会長　巻 渕 重人

計量証明部会は、環境計量証明事業に係る分析・測定技術の向上を目的として発足した部会で現在、新検協の全機関（11機関）が加入しています。

本年度の部会活動は、理事会で承認された事業計画及び新型コロナウイルスの感染状況をふまえ、以下の活動を行っています。

## 1. 定例全体会議

開催日：令和4年5月20日  
場所：新潟東映ホテル  
出席者：10機関10名出席  
内容：令和3年度事業報告及び収支決算報告について  
令和4年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

## 2. 役員会

開催日：令和4年7月5日  
場所：一般社団法人 新潟県環境衛生中央研究所  
出席者：部会長及び副部会長3機関3名出席  
内容：令和4年度事業計画内容について（技術研修会、視察研修他）

## 3. 研修会等

- (1) 技術研修会
  - 開催日：令和4年10月7日
  - 場所：アトリウム長岡
  - 参加者：7機関14名参加
  - 内容：分析業務における持続可能な資源節減対策
- (2) 教育講座（事務局と共同で開催）
  - 開催日：令和4年11月18日
  - 場所：パストラル長岡
  - 参加者：7機関16名参加
  - 内容：環境測定データの統計処理法
- (3) 合同研修会（精度管理部会と合同で開催予定）
  - 開催日：令和5年3月3日予定
  - 場所：パストラル長岡
  - 内容：精度管理（内部精度管理・外部精度管理）及び計量証明部会活動報告

## 4. 観察研修

開催日：令和4年10月28日  
研修先：株式会社 有沢製作所（上越市）  
参加機関：7機関9名参加  
内容：各種分析装置や様々な分析手法の知見収集

# 水道・食品部会活動報告

水道・食品部会長 大嶋 敏樹

水道・食品部会は、水道水質及び食品に係る検査技術の向上を目的に2つのグループを設け、グループごとに検査技術に関する研修、広報活動及び情報交換を行っています。

本年度の事業活動は、部会全体会議において審議された事業計画及び新型コロナウイルスの感染状況をふまえて行っています。本年度の活動内容について報告します。

## 1. 合同部会会議（水道・食品部会全体会議）

開催日：令和4年5月20日

場 所：新潟東映ホテル

出席者：6機関、6名出席（他1機関 書面にて決議）

内 容：令和3年度事業報告及び収支決算報告について

令和4年度事業計画及び収支予算（案）について

## 2. 全国給水衛生検査協会 関東甲信越支部理事会

### (1) 第1回理事会

開催日：令和4年6月16日（Web開催）

### (2) 第2回理事会（予定）

開催日：令和5年3月

場 所：未定

## 3. 研修会

### (1) 食品グループ研修会

開催日：令和4年11月22日

場 所：新潟県水産海洋研究所

内 容：新潟県水産海洋研究所の業務内容および施設見学  
～水産食品の安心・安全への取り組みについて～

参加者：水道・食品部会6機関（12名）

### (2) 食品グループ研修会

開催日：令和5年2月（予定）

場 所：未定

内 容：水質検査技術研修

# 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について ～「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」の公布～

## 新潟労働局労働基準部健康安全課

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。

化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾患を除く。）の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則(※)の規制の対象外となっています。

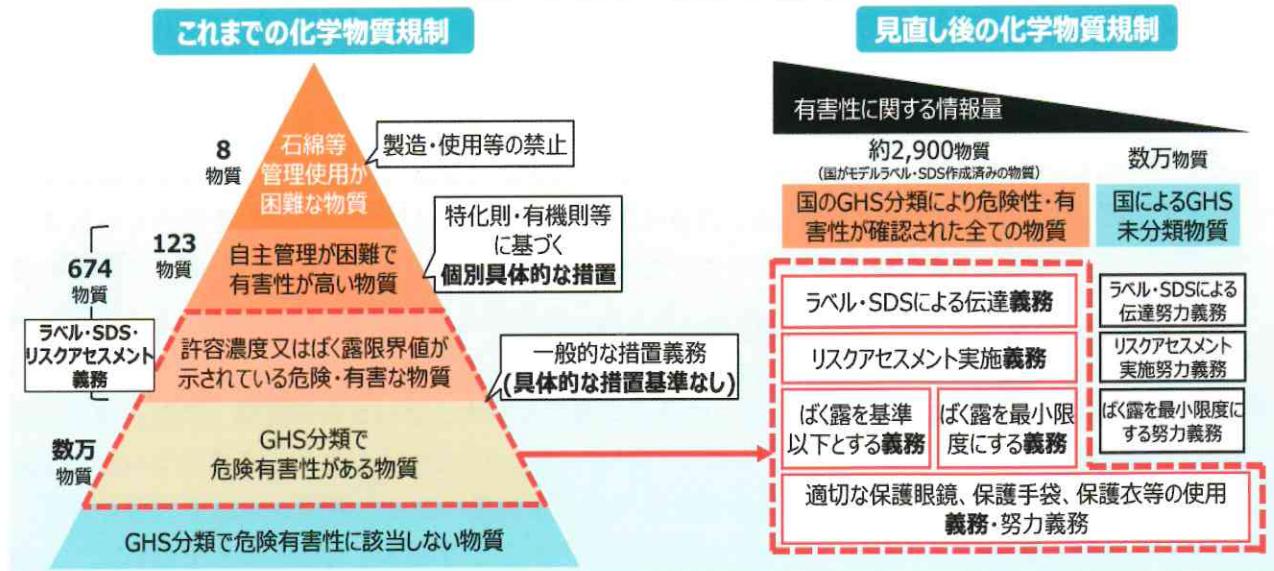
本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

新潟労働局では、今後、円滑な移行に向けた周知の徹底や啓発活動に取り組むことで、化学物質による労働災害の防止を一層推進していきます。以下の説明事項は、主なものを抜粋したものです。

(※ 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則)

### ○新たな化学物質規制の概要図

#### 自律的な管理が今後の規制の基軸になります！



### ○本改正の主なポイント

#### 1 労働安全衛生規則関係

- (1) リスクアセスメントが義務付けられている化学物質（以下「リスクアセスメント対象物」）の製造、取扱い又は譲渡提供を行う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事

項を担当させる等の事業場における化学物質に関する管理体制の強化

- (2) 化学物質のSDS(安全データシート)等による情報伝達について、通知事項である「人体に及ぼす作用」の内容の定期的な確認・見直しや、通知事項の拡充等による化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- (3) 事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置により、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること（加えて、一部物質については厚生労働大臣が定める濃度基準以下とすること）や、皮膚又は目に障害を与える化学物質を取り扱う際に労働者に適切な保護具を使用させること、リスクアセスメントの結果に基づき健康診断を実施すること等の化学物質の自律的な管理体制の整備
- (4) 衛生委員会において化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける等の化学物質の管理状況に関する劳使等のモニタリングの強化
- (5) 雇入れ時等の教育について、特定の業種で一部免除が認められていた教育項目について、全業種での実施を義務とする化学物質等に係る教育の拡充

## 2 有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、粉じん障害防止規則関係

- (1) 化学物質管理の水準が一定以上の事業場に対する個別規制の適用除外
- (2) 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する作業環境の改善措置の強化
- (3) 作業環境管理等が適切に実施されている場合における有機溶剤、鉛、四アルキル鉛、特定化学物質（特別管理物質等を除く。）に関する特殊健康診断の実施頻度の緩和

## 3 施行日

公布日（令和4年5月31日）

（一部令和5年4月1日又は令和6年4月1日施行）

### ○リスクアセスメント

#### ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

##### 改正前

674物質

##### 改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質  
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

##### R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで区分1に分類された約234物質が義務対象に追加。

##### R4年度中改正・R7年4月施行予定

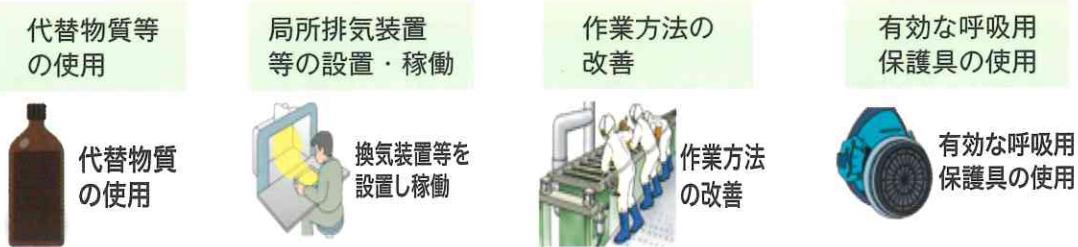
左記以外のカテゴリーで区分1に分類された約700物質を義務対象に追加予定。

##### R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性のカテゴリーで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された約850物質を義務対象に追加予定。

### リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

- ①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を以下の方法等で最小限度にする必要があります。



\*リスクアセスメント対象物以外の物質についても、ばく露される濃度を最小限度にするよう努めてください。

②リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

## ○化学物質管理者の選任

### (1) 選任が必要な事業場

- リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）
- ・個別の作業現場毎ではなく、工場、店舗、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
  - ・一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
  - ・事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

### (2) 選任要件

化学物質の管理に関する業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の 製造事業場	専門的講習の修了者
リスクアセスメント対象物の 製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)

### (3) 職務

- ・ラベル・SDS等の確認
- ・化学物質に関するリスクアセスメントの実施管理
- ・リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・化学物質の自律的な管理に関する各種記録の作成・保存
- ・化学物質の自律的な管理に関する労働者への周知、教育
- ・ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

## ○保護具着用管理責任者の選任

### (1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

### (2) 選任要件

化学物質の管理に関する業務を適切に実施できる能力を有する者

### (3) 職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関する業務

## 行 政 情 報

今回の改正事項及び施行期日の一覧表です。

	規制項目	2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化 学 物 質 管 理 体 系 の 見 直 し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	
	がん等の遅発性疾病の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
実 施 体 制 の 確 立	がん原性物質の作業記録の保存		●	
	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
情 報 伝 達 の 強 化	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
	管理水準良好事業場の特別規則等適用除外		●	
	特殊健康診断の実施頻度の緩和		●	
	第三管理区分事業場の措置強化			●

厚生労働省

(職場における  
化学物質対策)

職場のあんぜんサイト

(リスクアセスメント  
支援ツール)

テクノヒル(株)

(化学物質管理に  
関する相談窓口)

## 一般社団法人 新潟県環境衛生中央研究所



〒940-2127 長岡市新産2丁目12番地7  
TEL : 0258-46-7151  
FAX : 0258-46-9851  
URL : <https://www.nehcl.or.jp/>

当研究所は1972年4月に開所し、環境衛生関係の測定業務を開始しました。その後1976年9月社団法人認可、さらに2013年4月「環境保全及び食品衛生分野等の試験検査、測定及び調査研究の実施により環境汚染の防止や公衆衛生の向上を図り関連企業の健全なる発展に資するとともに、公共の福祉に寄与する」を目的として一般社団法人の認可を受けました。

この目的のもと各種指定・登録を背景として様々な分野での測定分析結果の提供及びこれらに関連するコンサルティングなどの事業を展開しております。法規制に伴う検査依頼はもとより、企業や組織自らの創意に基づく環境衛生関連の検査依頼に対応し、さらには今後予想される地球温暖化やSDGsに対応すべく検査技術やシステムを向上させ、信頼される法人を目指していきます。

## 機 関 紹 介

## 年表で見る 50年のあゆみ

昭和47年(1972)	4月	台町に新潟県環境衛生中央研究所を開設し、公害環境衛生関係測定業務を開始
	9月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく検査機関に指定
昭和48年(1973)		今朝白に移転
昭和49年(1974)	7月	社団法人新潟県食品協会推奨検査機関に認定
昭和50年(1975)		東神田に移転
昭和51年(1976)	3月	計量法に基づく濃度計量証明事業に登録
	9月	社団法人として公益法人に認可
昭和52年(1977)		大島に移転(旧大島小学校校舎)
	12月	作業環境測定法に基づく測定機関に登録
昭和53年(1978)		大気測定業務の開始
昭和54年(1979)	3月	水道法に基づく水質検査検査機関に指定
昭和58年(1983)		検便(腸内細菌)検査の開始 長岡食品衛生協会の実施する食品の自主検査の開始
昭和59年(1984)	11月	新産に新社屋完成、移転
	12月	建築物における衛生環境の確保に関する法律に基づく建築物飲料水水質検査業に登録 臨床検査技師等に関する法律に基づく衛生検査所に登録
昭和61年(1986)	7月	浄化槽法に基づく指定検査機関に指定
昭和62年(1987)	5月	栄養成分分析機関に指定 栄養成分の表示関連の規定に基づく認定
	12月	計量法に基づく騒音に係る計量証明事業登録 計量法に基づく振動に係る計量証明事業登録
平成9年(1997)	2月	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物、空気環境測定業登録
平成12年(2000)		情報誌ECOひいき創刊
平成13年(2001)	4月	本所隣接地に高度技術開発センターを開設
	10月	ダイオキシン分析開始
平成14年(2002)	10月	温泉法に基づく温泉成分分析機関に登録
平成15年(2003)	1月	土壤汚染対策法に基づく指定機関に登録
平成16年(2004)	6月	食品衛生法に基づく登録検査機関に登録 水道法に基づく簡易専用水道検査機関に登録
	10月	全国飲用牛乳公正取引協議会認定検査機関に認定
平成17年(2005)	8月	「子どもたちのための特別講座」開始
平成19年(2007)	4月	本所北館に併設し南館を開設 新潟事務所を開設(新潟市新光町新潟県商工会館内)
平成20年(2008)	12月	会員機関向け特別事業開始(インハウスセミナー、課題解決支援事業、試験検査技術実習など)
平成23年(2011)	6月	放射性核種分析開始
平成25年(2013)	4月	一般社団法人に移行
平成26年(2014)	10月	本所に事務所棟増設
平成28年(2016)	3月	ISO17025認定取得(食品分野の放射能測定)
	11月	海外派遣(マレーシア) 水道GLP認定取得
平成30年(2018)	2月	ISO17025追加認定取得(水道水の放射能測定および水道水中の金属(Cd、Cu、Pb、As)測定分野)
平成31年(2019)	2月	ISO17025追加認定取得(一般食品の生菌数及び大腸菌群試験)
令和2年(2020)		新型コロナウイルス検査開始
令和4年(2022)		創業50周年



## 業務内容及び業務分担

試験検査部	特殊分析課	放射性物質検査、異物検査、異味臭検査
	環境分析課	環境計量(土壤、水質、底質)及び廃棄物に関する各種試験測定検査、温泉の成分分析、材料分析
	水道試験課	飲料水検査、水道法34条検査、ブル水検査、浴槽水検査
	食品衛生課	ふきとり検査、衛生指導・総合衛生管理要領の作成、海外業務に関する事項
	食品検査課	遺伝子組換え食品検査、アレルギー原因物質検査、微生物・ウイルス検査、臨床検査、食品の理化学検査(栄養成分、添加物等)命令検査等、農薬検査、食品表示
環境部	環境企画課	環境業務全般に係る営業及び涉外、連絡調整、検体の採取及び集配 新規事業の開発、調査研究、顧客等への情報発信、土壤汚染対策法の調査 温泉調査、浄化槽検査、悪臭測定、環境影響調査
	環境保全課	作業環境測定、アスベスト、室内VOCの測定、騒音・振動測定、大気測定、気体試料の測定
総務部	総務管理課	財務、労務管理、法人運営に係る法令管理業務、会計、資産管理、各種文書管理、福利厚生に関する業務、理事会及び総会
	文書法務課	受付及び請求業務、情報誌の発行



# 子育てを通して

株式会社 NSS 布施 一真

我が家には3歳の長女と1歳の次女がおり、今まさに子育ての真っただ中にいる。私の実家は近く、両親に時々子供たちを預かってもらったり、夕飯をご馳走になったりと協力してもらっているが、基本的にはほぼ自分たちで面倒を見ている（親になった以上当然のことではあるが）。風呂に入れたり、ミルクを作り飲ませたり、おむつを替えたり、歯を磨いたり寝かしつけたりとやることが非常に多く、さらに動き回るので、転んでケガをしないか、小さなもので口に入れて喉に詰まらせたりしないか注意する必要があるため、常に子供たちを視界に入れておく必要がある。

家族が増えることはめでたく喜ばしいことだと思う一方で、自分の時間が減り、仕事と家事育児で一日が終わるような日々を繰り返している事にやるせなさを感じることもある。特に休みの日は育児の他、家事等に追われるため満足な休憩も取れずに午前7時頃から午後10時頃（寝る直前）まで働いているようなもので、寝る頃には一日の疲れがどっと出る。更に寝てからも夜泣きでたびたび強制的に起こされる。私以上に妻は大変で、夜泣きが始まる度に授乳やおむつ交換をして、再び寝かしつけている。妻は育児休暇を取っているが、子供の世話をしていると本当の意味での休みは無いため、毎日過酷だと思う。日曜日の夕方に翌日の仕事に行くことが憂鬱になることを巷では「サザエさん症候群」というが、子育てをしているとそれが一切無く、私はむしろ早く仕事に行きたい気持ちになることが多い。

ちなみに当社にも小学生以上の子供がいる親御さんが多くいる。皆さん同じように苦労し、激動の乳幼児期を乗り越えていたと思うと、本当に驚くとともに尊敬するしかない。

少々苦労話に寄ってしまったが、ポジティブな部分もたくさんある。子供の成長を間近で見られることはやはり嬉しい。寝返りをしたと思えば、ハイハイで行動範囲が広がり、いつの間にかつかり立ちをし、両足で動き回れるようになる。また話せる言葉が増えて会話を楽しめるようになり、喜怒哀楽の感情を共有できるようになる。だんだんと自我が芽生え人間らしいというべきか、生意気なことも言うようになる。長女のことだが、生まれてからたったの3年で人間はここまで進化するのかと驚かされる。親として子供が幼いうちに様々な経験をさせてあげたいと思い、休日は家族で出かけ一緒に遊ぶことが多い。ふと気づいたら自分のことより、子供のことを優先するようになっていた。

三つ子の魂百までという言葉がある。3歳頃までに人格や性格は形成され、100歳までそれは変わらないという諺だ。幼児教育というと大げさに聞こえるが、幼児期に様々な経験をさせることができるのがその後の人生において大事なことではないかという思いがあり、遊び等を通してできる限り子供と関わっている。

また育児による良い影響として、親同士の新たな交流が生まれることがある。私自身はそうでもないが、女性同士というのは話が弾むようで、妻も近所のママ友と頻繁に連絡を取り合い、子供たちを公園に連れていき遊ばせている間に親同士、世間話に花を咲かせているようである。親同士が知り合うきっかけは育児イベント等の子供を通じたものであることが多い。

その他、育児はめまぐるしく状況が変わり、それに応じた対応を夫婦で協力してやらなければならぬため、仕事の面でも必要なコミュニケーション力や対応力などが鍛えられるのではないかと感じる。

今後も当分慌ただしい日々が続くことになるが、苦労する分だけ親として子供とともに成長していく良い機会だと捉え、自らの学びに繋げていきたい。

# 日本三景

株式会社 アート環境設計 山本 拓也

皆さんは日本三景がどこを指すかご存じでしょうか？

ご存じの方も多いとは思いますが日本三景とは宮城の松島、京都の天橋立、広島の宮島の3つの景勝地のこと指します。この日本三景は江戸時代初期に儒学者の林春斎が記した「日本国事跡考」において紹介されたことに由来するといわれています。私はお寺や神社、景勝地に旅行に行くのが趣味でこの日本三景も行ったことがあるので簡単ではありますが紹介させていただきたいと思います。

まずは宮城の松島です。松島とは松島湾に浮かぶ大小260程の島々と沿岸部のことを指します。誰しもが学生の時に習った松尾芭蕉の「松島や ああ松島や 松島や」という句が有名ですよね。松島の景観を楽しむなら四大觀という4つの景観スポットや遊覧船がおすすめですが、私は1周1時間程度で陸からは見られない様々な島を見られる遊覧船をおすすめします。時間があれば四大觀もおすすめですが松島のメインの観光スポットから離れてしまうと登る時間もかかります。ただどこも絶景です。

観光では伊達政宗が創建した瑞巌寺等がありますがその隣の円通院が私はお気に入りです。バラ寺とも呼ばれ縁結びの寺として知られていてバラの時期以外でもとてもきれいな庭園を楽しむことができます。また、本堂で数珠作りも体験できてとてもいい思い出になります。

次は京都の天橋立です。天橋立は何千もの年月をかけて外海から対馬海流によって運ばれてきた砂と内海の野田川からの土砂が堆積して作られたといわれていて全長3.6km、幅20~170mの区間に松が5000~8000本生い茂っています。

観光としては「三人寄れば文殊の知恵」でおなじみの知恩寺から歩きもしくはレンタサイクルで天橋立を渡り、ケーブルカーで天橋立傘松公園に行き股のぞきをして天橋立が天に架かる橋の様な景観を楽しみ、その後観光船で戻るルートが定番ではありますが楽しめると思います。時間があれば天橋立内にある天橋立神社や元伊勢の籠神社、願い事が必ずかなう（成り相う）お寺としても知られている成相寺等もおすすめです。

最後に広島の宮島です。宮島は昔から「神の島」として崇められ、宮島を象徴とする嚴島神社は世界遺産にも登録されています。宮島といえば嚴島神社で、世界で唯一海に浮かぶように建てられた神社で瀬戸内海に立つ大鳥居は木造の鳥居としては日本最大、本殿は広さ82坪と日本一の大きさを誇り実際に行くとそのスケールに圧倒されます。

私が行った際には嚴島神社で結婚式が行われていて観光客からも祝福されとても幸せそうでした。宮島には他にもロープウェーに乗って行く弥山の獅子岩展望台からの景観は絶景ですし、焼き立てのもみじ饅頭や、あまり牡蠣が得意ではない私でもここの焼き牡蠣もとても美味しかったです。

以上簡単ではありますが私なりに日本三景を紹介させていただきました。コロナ禍で最近は旅行に行けていませんが落ち着いたらまたお寺や神社、景勝地に旅行に行きたいものです。

# 高校生ものづくりコンテストへの試料調製協力

精度管理部会長 古川 惣一

今年度の高校生ものづくりコンテストの化学分析部門の新潟県大会・北信越大会・全国大会の3大会が新潟県内で開催されることに伴い、大会で使用する試料溶液の調製と値付けを精度管理部会が行いました。

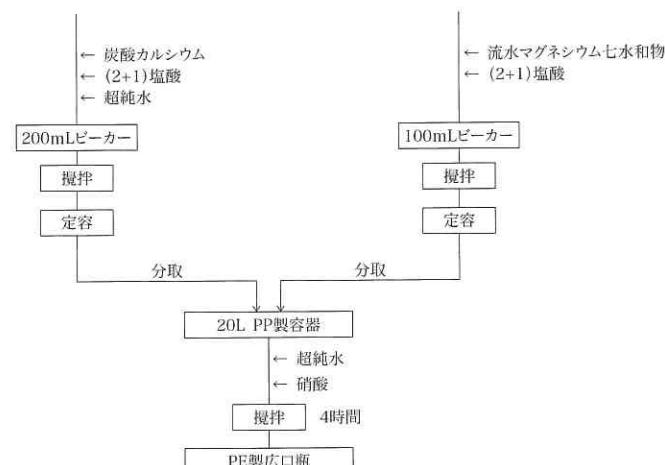
課題：キレート滴定法による全硬度・カルシウム硬度・マグネシウム硬度分析

## 協力大会リスト

大会名	実施日	実施会場	検体数
新潟県	8/1	長岡工業高校	2種類
北信越	8/22,23	新潟薬科大学	2種類
全国大会*	11/12,13	新潟薬科大学	3種類

\*令和4年度の精度管理部会の外部精度管理と合わせて実施

新潟県大会は新潟県環境分析センターと新潟県環境衛生研究所、北信越大会は新潟県環境衛生中央研究所と上越環境科学センター、全国大会は上越環境科学センターが試料を調製し、各検体とも20本程度の試料を作成しました。値付けは5機関で行い平均値を値付値としました。完成した試料及び値付証明書は各大会前日までに納品を行いました。



試料調製方法



全国大会の様子



全国大会用試料

## 統計処理に関する教育講座 実施報告

新潟県環境検査協会 事務局 小笠原 英弥

会員機関における試験結果の品質及び技術力の向上を目的に、(一社)日本環境測定分析協会関東支部の助成のもと統計処理に関する教育講座を開催しました。

- (1) 開催日時：令和4年11月18日 13時～19時
- (2) 開催場所：パストラル長岡
- (3) 参加者：7機関16名（年齢 20代：7名、30代：3名、40代：4名、50代：2名  
経験年数 3年未満：3名、3～5年：3名、6～10年：4名、11年以上：6名）

(4) 講座の内容

講義1 環境測定データの統計処理法

講師：(一財)上越環境科学センター 小嶋智二氏

講義2 エクセルを用いた統計処理

講師：(一財)新潟県環境分析センター 斎藤孝之氏

(一社)日本環境測定分析協会作成のテキスト及び講師が本講座用に作成されたエクセルファイルを用いて講義が進められました。



講義風景（小嶋講師）



講義風景（斎藤講師）

3年ぶりとなる統計処理の研修でしたが、両講師が経験された長年の環境測定での実例や失敗談を豊富に交えた解説で、大変実務性の高い講義内容でした。

講義修了後には、日本環境測定分析協会関東支部から発行された修了証を参加者へ交付いたしました。

講義後にはコロナ禍以降久方ぶりとなる交流会を催し、ご参加頂いた皆様の情報交換、親睦を深める機会を設けさせて頂きました。

受講者の皆様には、講義・交流会を通じて習得した知識や経験を今後の業務に役立たせて頂けることを期待します。

今回の講座開催にあたり、ご協力頂きました講師をはじめ関係各位には事前の準備段階から多大なお力添えを賜り、深く感謝申し上げます。

# 新潟県環境検査協会会員及び役員

## 正会員

機 関 名	所 在 地	TEL／FAX
(株) アート環境設計	〒950-2053 新潟市西区寺尾前通1丁目15番1号	025-233-4333／025-233-4353
(株) NSS	〒959-0232 燕市吉田東栄町8番11号	0256-78-7611／0256-78-7622
(一財) 下越総合健康開発センター	〒957-8577 新発田市本町4丁目16番83号	0254-23-8352／0254-22-0492
(一社) 県央研究所	〒959-1241 燕市小高6014番地	0256-46-8311／0256-46-8310
(株) 県都食品環境分析センター	〒950-0022 新潟市東区幸栄1丁目7番12号	025-270-8890／025-270-8132
コープエンジニアリング(株) 新潟分析センター	〒950-3101 新潟市北区太郎代1448番地3	025-255-2166／025-257-4871
(一財) 上越環境科学センター	〒942-0063 上越市下門前1666番地	025-543-7664／025-543-7882
東北緑化環境保全(株) 新潟統括支社	〒957-0101 北蒲原郡聖籠町東港1丁目1-155	025-256-2506／025-256-3134
(一財) 新潟県環境衛生研究所	〒959-0291 燕市吉田東栄町8番13号	0256-93-4509／0256-92-6899
(一社) 新潟県環境衛生中央研究所	〒940-2127 長岡市新産2丁目12番地7	0258-46-7151／0258-46-9851
(一財) 新潟県環境分析センター	〒950-1144 新潟市江南区祖父興野53番地1	025-284-6500／025-284-0022

## 贊助会員

機 開 名	所 在 地	TEL／FAX
鐘通化学薬品(株)	〒951-8141 新潟市中央区関新1丁目7-22	025-231-7121／025-231-7123
(株) ケンテック 東日本営業所	〒950-0831 新潟市東区下場25-1	025-279-2031／025-279-2032
島津サイエンス東日本(株) 新潟支店	〒950-0923 新潟市中央区姥ヶ山1-8-26	025-286-7191／025-286-7193
(株) タケシヨー	〒950-3122 新潟市北区西名目所5503番地1	025-278-2001／025-278-2108
北陸工機(株)	〒942-0001 上越市中央3丁目14-34	025-543-2434／025-544-5588
富士フィルム 和光純薬(株)	〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-4-1	03-3270-8248／03-3270-8545

## 役 員

役職	氏 名	機 開 名	備考	役職	氏 名	機 開 名	備考
会長	金子 賢司	(一社) 新潟県環境衛生中央研究所	常任理事	理 事	巻渕 重人	(一社) 新潟県環境衛生中央研究所	計量証明部会長
副会長	三富 潤一	(一財) 新潟県環境衛生研究所	常任理事・団体責任理事 (日環研・同窓会支部)	理 事	古川 憲一	(一財) 上越環境科学センター	精度管理部会長
理 事	横田 清士	(一財) 上越環境科学センター	常任理事	理 事	大嶋 敏樹	(一財) 新潟県環境衛生研究所	水道・食品部会長
理 事	猪俣 太郎	(一財) 新潟県環境分析センター	常任理事・団体責任理事 (総務部・県東部連絡会)	監 事	三田 政弘	(一財) 下越総合健康開発センター	
理 事	安川 展弘	東北緑化環境保全(株) 新潟統括支社		監 事	滝沢 博雄	コープエンジニアリング(株) 新潟分析センター	

## 編集ノート

SDGsという言葉をよく目にする機会が増えましたが、最初の2文字がSustainable(持続可能)とDevelopment(開発)と難しい単語が続き、繋げて読みにくかったりするので今まで敬遠していました。3文字目のGoals(目標)は意味はシンプルですが、カラフルで多様な17種のアイコンと立派な目標、その下にある169のターゲットなどが目に飛び込んで来ると、これは役所に任せたほうが…と腰が引けていました。

ところで昨年はヘリウムや硝酸、電力など環境測定業務で使用する資源の供給が不安定となり、今まで不自由なく入手できていた資源が無限でないことを実感しました。我々測定機関が今後も安定した検査体制を維持するには、貴重な資源を当たり前のようになんか消費する業務活動を見直し、使用量節減や代替品への切り替えなど資源を有効に利用していく取組み

が必要と感じました。そしてこれはSDGsの目標12「つくる責任つかう責任」で目指す「持続可能な生産消費形態を確保する」活動なのではと気付きました。

改めてSDGsのGoalsを眺めると3、6、14、15などの環境や衛生の保全活動は、私たち環境測定機関が行っている日々の業務に通ずるものです。よりよい地球環境が実現されるよう目の前の自分に出来るGoalを意識して社会に貢献していければと思います。



編集委員／計量証明部会 巷渕  
精度管理部会 古川  
水道・食品部会 大嶋  
事務局 小笠原